

「協同労働の協同組合法」制定をめぐる諸問題

岡安喜三郎

【目次】 []経過と今後 (「日本労協新聞」号外 7/20 発行参照)

[]論点

(1) 論点その前に、協同組合の基本システムはどう理解されるべきか

(2) 法案検討過程におけるいくつかの論点

[]経過と今後 (「日本労協新聞」号外 7/20 発行参照)

[]論点

(1) 論点その前に、協同組合の基本システムはどう理解されるべきか

【協同組合とは何か】

協同組合は一般に、会員制の営利を目的としない相互扶助 (会員どうしの助け合い) の事業体による会員の経済的地位の向上を図る組織と見られている。

公式の国際的な定義としては、1995 年の ICA 総会で採択された「協同組合のアイデンティティに関する声明」にある定義が最も一般的に活用される。

協同組合とは、人々の自治的な結社 (アソシエーション) であり、人々が共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いを実現するために自主的に手をつなぎ、事業体を共同で所有し、民主的な管理運営をおこなうものです。(参考:「新 協同組合とは」p.53)

【定義は自明の真理か単なる仮説か】

この ICA の定義では、相互扶助は殊更明示されてはいない。というより、協同組合には相互扶助の協同組合とそうでないものという考え方があるとも言える。それは、協同組織はさておき、協同会社、相互会社等が視野に入ってくるだけではなく、三位一体制は視野の外になっているかも知れない。それらを含めてより幅広い定義を用いていると見ることができよう。ICA の会員から容易に想定される。そうなれば、ICA アイデンティティ声明だけで相互扶助の協同組合を語ることはできない。

こと日本においてみれば、「員外利用制限」の課題は、協同組合を相互扶助の事業体とみていることから始まる。特に直近の生協法改訂の際の員外利用制限の論議で明らかであろう。制度から見て、それは単なる「規制」という側面だけではなく、員外利用の割合が法律違反していないことを条件に税制特例の適用が用意されていることから分かる(租税特別措置法第 61 条)。

【伝統的「員外利用」の考え方の止揚】

視点を変えてみると、中小企業等協同組合法等に基づく企業組合、中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合などには「員外利用の概念がない」という説明がされる。これは組合自体が事業経営の主体となるから取引の相手方は通常第三者になるからだ、と説明される。

労働者協同組合 (ワーカーズコープ) が組合として産出した財やサービスを、誰が利用 (購入) するかという点では第三者が当たり前であり、員内購入、員外購入という区分けに意味が

なく、伝統的に言われてきた（財やサービスの）「員外利用の概念はない」と言える。では、労働者協同組合は「員外利用」制限のかかる相互扶助組織足り得ないのか。否、労働者協同組合は、三位一体原則を持つ限り、相互扶助組織であり、日本の税法上も他の協同組合と同様の組み立てとなる。

【相互扶助の事業体の考え方-組合の目的に沿った員外取引・提供の制限】

協同組合の「員外利用」枠は、一般的に「事業の各々について、組合員との取引額の20%以内」となった（生協も含む、例外あり）。農協法や水漁法、中協法では「員外利用」に「出荷（組合から見たら生産物の購入）」も捕そくされている（はず）。

相互扶助の協同組合の条件は、組合の主要目的にそった取引・提供において、組合と組合員との間の取引・提供が組合員外の取引・提供と比較して優勢であることが最大のポイントである。

協同組合の主要目的は大きく3つの性格に分けられよう。すなわち、

出資者である組合員が市場から（市場を通じなくとも）消費材・生活物資を協同して購入し、生活者としての地位の向上を図るといふ、消費者の目的

出資者である組合員が自らの労働を提供し協同して経営し、就労（仕事）の創出を通じて働く者としての地位の向上を図るといふ、労務提供者の目的

出資者である組合員が生産した物を協同して集荷し市場に（市場流通でなくとも）販売し、生産者としての地位の向上を図るといふ、生産者の目的

ここで、1つの協同組合が上記の1つの目的しか持たないというわけではなく、農協のように、この目的を合わせ持つ場合もある。それは法律に基づいて、各協同組合の定款に記載されることになっている。

イタリアでは憲法で協同組合を規定していることで有名だが、第45条で「共和国は相互扶助の性格を持ち、私的投機目的のない協同組合の社会的機能を承認する」と唱い、2003年1月17日の民法典改訂で相互扶助の協同組合の基準を明示的に規定した。これは、 では組合員への提供額、 では組合員の労務コスト、 では組合員からの購入、の各々が50%を超えることが条件となっている（イタリア民法典第2512条、第2513条）。

相互扶助となる数値基準は各国によって異なるのはあり得るとしても、相互扶助の協同組合に労働者協同組合も含まれるということが重要である。当然、日本においてもそのように見るべきであろう。加えていえば、グランドデザインとして協同組合の一般法/基本法/統一法とかの議論・検討の際、相互扶助のこの要素は鼎立をなすものと言え、一つ欠けても協同組合のグランドデザインは成立しないと肝に銘ずるべきではなからうか。

（2）法案検討過程におけるいくつかの論点

法案検討過程とは市民会議要綱案（以下「市民会議案」）から議員連盟の取りまとめる「法案」（骨子案含む）へとステップアップする過程のことである。

【主要な論点について】<ネガティブ意見（N）と、積極意見（S）との調整>

「市民会議案」を軸とした論点は以下のとおりである。

既存の協同組合法、他の法律で代替できるか

- ✓ 事業を行うと言う点で「資本金」の充実～
- ✓ 組合員の参加（三位一体）～協同組合
- ✓ 他の協同組合法では代替できない（上記参照）

組合員の利益か公共の利益か

- ✓ 協同組合は「共益」組織と言われるが、現実に共益だけでは存続は不能であろう。
- ✓ 生産者の諸協同組合法は、相互扶助とともに該当産業一般の振興も視野に入れている。
- ✓ 「・・・で働く協同組合」は労働を通じて地域に貢献する。地域社会の一般利益実現。

員外利用は、どの範囲で認めるか / 組合員の限定は

- ✓ 「員外利用」の考え方は前述のとおり
- ✓ 労務提供型の相互扶助組織としての基準を満たし、一定の範囲で、利用組合員、団体組合員、財政支援組合員（出資組合員）、ボランティア組合員

従事組合員の労働者性は

- ✓ 今はたらいっている従事組合員（当事者）は、当然にも労働者としての自己認識 「我々の労働は、集団にして規律ある労働」（規律なき集団労働はありえない）
- ✓ 労働保険（労災、雇用）、社会保険（健康、厚生年金）、その他
- ✓ 旧工場法（S22.9.1 廃止）における S8.4.14 大審院判決、および S23.3.17 基発 461 号等（別紙資料） 「・・・で働く協同組合」は労基法適用事業所とする。
- ✓ ILO2003 年総会決議「雇用関係に関する決議」も参照。

従事組合員は、組合に加入する契約と労働契約とを別々に契約するか

- ✓ 以下の 2 つの契約を結んで労働に従事することになる
- ✓ 組合関係：加入を申し込み定款を承認し出資金の払い込みによって加入が成立
- ✓ 労働関係：「就労に関する協約」（個別契約ではない、合同行為または盟約）の提案

認可か準則か

- ✓ 仕事おこしの協同組合として活動開始のため、速やかな登記が必要とされる
- ✓ 準則主義が妥当と考える

税制

- ✓ 他の協同組合と同等の税制・特例の適用を求める
- ✓ 法人税法「別表 3」に「・・・で働く協同組合」法人の名称を掲げること
- ✓ 租税特別措置法第 61 条（協同組合の課税の特例）に「・・・で働く協同組合」法人の名称を掲げる

所轄官庁

- ✓ （厚生労働大臣、各都道府県知事）

（『資料提供』は市民会議事務局のご好意による）

以上